

社会福祉施設の労働災害防止について

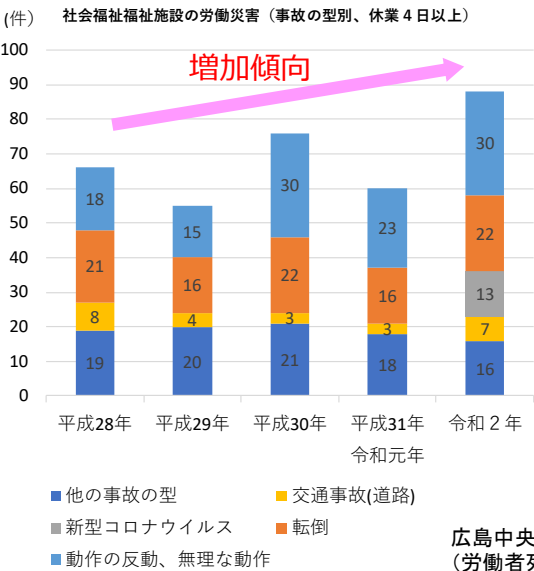
～ STOP！労働災害～

近年、社会福祉施設での労働災害は増加しています。
労働災害がない安全な職場をつくる労働災害対策について説明します。

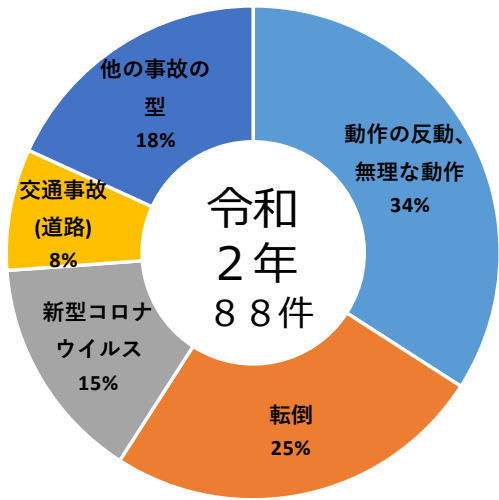
1. 社会福祉施設での労働災害の傾向

(1) 社会福祉施設の労働災害

(休業4日以上、過去5年)



(2) 社会福祉施設の労働災害（令和2年）



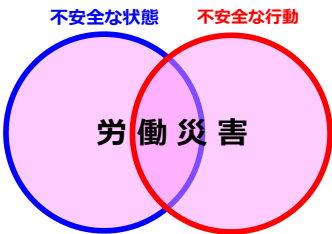
(3) 社会福祉施設の労働災害統計の分析

ア 社会福祉施設の労働災害は、事故の型が「**動作の反動、無理な動作**」と「**転倒**」の災害が、毎年約6割を占めています。

イ 令和2年は、**新型コロナウイルス**に関する労働災害が発生しています。

2. 労働災害の発生要因と対策

労働災害は、一般的に「**不安全な状態**」や「**不安全な行動**」により発生します。



災害の原因（**不安全な状態**）を取り除き、正しい手順（**不安全な行動**をなくす）で作業を行うことが、労働災害の防止につながります。

3. 社会福祉施設で多く発生する労働災害の防止

(1) 「動作の反動・無理な動作」(腰痛等)による労働災害の防止

ア 災害事例

- ・ 車椅子からベットへの移乗中、腰を痛めた。
- ・ 入浴の介助中に、腰などの関節を痛めた。
- ・ 体位が変えなど、利用者を支えようとして関節を痛めた。



イ 行政施策

「職場における腰痛予防対策指針」

社会福祉施設、医療施設を運営する事業主の皆さまへ

看護・介護作業による腰痛を予防しましょう

職場での腰痛より4日以上休業する方は年間約4000人以上と、うち社会福祉施設では約1000人、医療保健施設では約350人と合わせて3割を占めます。特に、社会福祉施設での腰痛発生件数は大きく増加しています。

看護・介護作業を行う者（以下「看護・介護者」）の腰痛予防に施設全体として取り組むことは、看護・介護者の健康のみならず、看護・介護の対象となる人（以下「対象者」）の安全確保、看護・介護の質の向上、人材確保にもつながるものです。

厚生労働省では「施設における腰痛予防対策指針」において、施設・施設分野等における看護・介護作業に共通して、腰痛予防のための具体的な取組を示しています。

その概要を示しますので、各施設で適切な腰痛予防対策の取組をお願いします。

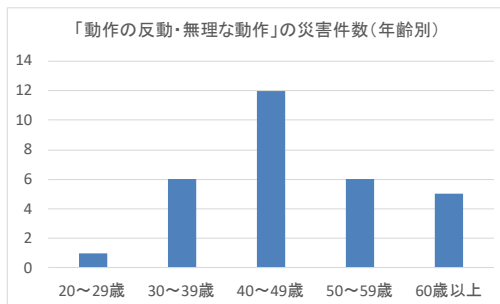
※施設・施設分野等における看護・介護作業では、高齢者介護施設、障害児施設、療育施設、児童福祉施設、介護施設、訪問看護・介護、特別支援学校での教育等における看護・介護作業が想定されます。

腰痛予防対策のポイント

- 1 施設全体のトップが、腰痛予防対策の取組の方針を表明し、対策実施の意図を共有しましょう。（ポイント1）
- 2 対象者ごとの身体的特徴、介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。（ポイント2）
- 3 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避、軽減対策を検討しましょう。継続的改善、教育にも取り組ましましょう。（ポイント3）

参考

「動作の反動・無理な動作」の労働災害は40歳代の災害が多い。



令和2年 広島中央労働基準署管内統計
(労働者死傷病報告(休業4日以上)集計)

(2) 「転倒」による労働災害の防止

ア 災害事例

- ・ 通路を歩行中、物や段差につまづき転倒した。
- ・ 浴室を歩行中、床が濡れており転倒した。
- ・ 階段を下りていたところ、階段を踏み外して転倒した。



イ 行政施策

STOP! 転倒災害プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう！

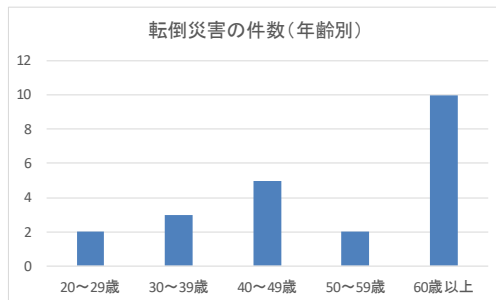
チェック項目

1 通路、階段、出口に物を放置していませんか？	☐
2 床の床たまりやホコリ、油、粉塵などは拭き取らず、そのまま放置していませんか？	☐
3 通路や階段を安全に歩行できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか？	☐
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズの靴を穿いていますか？	☐
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？	☐
6 作業のある箇所や作業しやすい場所などに、注意を促す標識を付けていますか？	☐
7 ボックスに手を入れたまま歩行することや、転倒しやすい姿勢で歩行していませんか？	☐
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか？	☐
9 転倒を予防するための教育を行っていますか？	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？
前回のチェック項目と比べて、改善点や課題が明確になりましたか？ 改善点や課題を、改善計画として、改善策を決定し、実行していきましょう。

参考

「転倒」の労働災害は高齢労働者の災害が多発傾向。



また、骨折を負う災害が55%を占める。

令和2年 広島中央労働基準署管内統計
(労働者死傷病報告(休業4日以上))

転倒・腰痛防止のための動画教材を繰り返し視聴し、日常の作業から転倒・腰痛予防を心がけましょう！

社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材 ⇒



(3) 「新型コロナウイルス」による労働災害の防止

職場における新型コロナウイルス感染症対策について「取組の5つのポイント」を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

取組の5つのポイント

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

- ① すべての確認事項に☑がつかない場合
 - リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう！に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- ② すべての確認事項に☑がついた場合
 - 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

①職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

②職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「休憩所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）

社員食堂での対策（製造業）

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

1. このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。

2. 項目の中には、業種、業態、規模等によっては対応できないものがあるかもしれませんが、です。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐできることを確実に実施いただくことが大切です。

3. 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査・改善を促す。改善に繋がってください。また、その結果に基づいて全ての労働者が確認できるようにしてください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

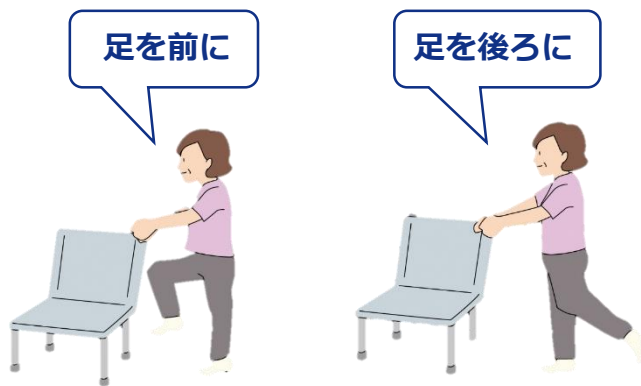
項	目	確認
1 感染予防のための体制	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に関与することを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を選任している。（衛生管理責任者、衛生推進者など）	はい/いいえ
	・会社の数値やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に徹底している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労働者が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実効性のある対策を協議している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ



職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧



(4) 労働災害の予防のための「体力の向上」



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

安全で安心な店舗・施設づくり推進運

厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）は、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害防止対策を推進するため、運動を展開しています。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>



安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。



（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

高齢労働者

検索

中小規模事業場安全衛生サポート事業

無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。 （中央労働災害防止協会）



<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

中小規模事業場安全衛生サポート事業

検索

令和3年度「見える」安全活動コンクール

労働災害防止活動の「見える化」の事例を募集しています。

募集期間：令和3年8月2日から令和3年9月30日



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/>

見える安全活動コンクール

検索

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通知・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置している他、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。



<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。



<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業



職場 受動喫煙

検索

年齢・経験期間を問わず、**重点対策**について

安全教育・訓練・点検を繰り返し実施することが重要です。